

調達件名	ルータ (IP-VPN 用) 設定・現調試験付等の購入		
規格仕様	下記仕様のとおり		
仕 様			
物品名	規格	数量	備 考
ルータ (IP-VPN 用) 設定・現調試験付	別紙のとおり【同等品可】	2 個	
ルータ (IP-VPN 用) 設定付	別紙のとおり【同等品可】	19 個	
ルータ (IP-VPN 用) 機器のみ	別紙のとおり【同等品可】	1 個	
摘 要	仕様書は警察本部刑事企画課で配布		
参考事項			
納入期限	令和7年9月30日(火)		
納入場所	刑事企画課(警察本部庁舎9階)		
見積書提出期限	令和7年8月1日正午		
見積書提出場所	出納局用度課調達班(岡山市北区内山下2-4-6 地下1階)		
見積に係る照会先	出納局用度課調達班(086-226-7540)		
要求課 (仕様に係る照会先)	警察本部刑事企画課 佐々木 直通番号(086-234-0110)		
参加資格	「オープンカウンター説明書」に記載の <u>見積参加者に必要な資格要件</u> のとおり		
その他	1 仕様欄に【同等品可】と記載している場合は「同等の規格品」による見積もりを認める。 同等品(参考機種以外)で見積もる場合は、見積書提出前にオープンカウンター機器の構成内訳書・技術仕様書を事前に要求課へ提出し、承諾を得ること。見積書の規格には承諾を得た規格を記入し、備考欄に承認を受けた年月日、担当者名を記入すること。見積書と合わせて、構成内訳書・技術仕様書を用度課にも提出すること。 なお、【同等品可】との記載がない場合は、同等品による見積もりを認めない。 2 仕様欄に見本がある旨記載している場合は、見本を見積書提出場所に見積書提出期限まで提示する。 3 この見積依頼票に記載のない事項については、オープンカウンター説明書による。		

0725-6-2②

オープンカウンター機器の構成内訳書

会 社 名 _____

物品名（ルータ 22個 内訳：設定・現調試験付2個、設定付19個、保守用1個）

品 名	規 格	数 量	製 造 所 名

(記入例)

オープンカウンター機器の構成内訳書

会 社 名 (株)〇〇〇

物品名 (ルータ 22個 内訳：設定・現調試験付2個、設定付19個、保守用1個)

品 名	規 格	数 量	製 造 所 名
〇〇〇	ABCD-〇〇	〇〇	(株)〇〇〇
△△△	EFGH-〇〇	〇〇	(株)〇〇〇
□□□	IJKL-〇〇	〇〇	(株)〇〇〇

オープンカウンター機器の技術仕様書

会 社 名 _____

物品名（ルータ 2 2 個 内訳：設定・現調試験付 2 個、設定付 1 9 個、保守用 1 個）

項目	仕様書の仕様	入札機器の仕様	カタログページ等

(記入例)

オープンカウンター機器の技術仕様書

会 社 名 (株)〇〇〇

物品名 (ルータ 2 個 内訳 : 設定・現調試験付 2 個、設定付 1 9 個、保守用 1 個)

項目	仕様書の仕様	入札機器の仕様	カタログ ページ等
機器規格仕様書の「2 必要とする機能、規格」について、仕様書の仕様とルータの仕様とを対比させてすべて記入すること。			

納 入 条 件

- (1) 製品を県が指定する納入期日までに納入すること。
- (2) 納入期日前の約2週間は現地試験調整期間として考慮することとし、納入日時については受注者と協議の上、別途決定する。
- (3) 納入する機器の付属品として、発注者と協議の上、通信設定（コンフィグレーション）、設定手順書・設定一覧表等のシステムドキュメントを作成・納入すること。
通信設定の詳細（IPアドレス、暗号化設定、ルーティング情報等）については、受注後に受注者に通知する。
なお、通信経路については、本部拠点と支所拠点間の通信とし、支所拠点間同士で直接通信する経路は不要とする。
 - 通信設定概要
IP-VPN網で接続された21拠点（本部1拠点、支所20拠点）間におけるIPSecによるVPN通信
- (4) 納入する機器のうち、ルータ2台については、受注者が直接下記試験場所に搬入し、搬入時に、現地試験調整を発注者立ち会いの下、下記の場所において実施すること。
なお、ルータの外20台については、岡山県警察本部刑事企画課に納品すること。
 - ア 試験場所1
岡山市北区内山下2-4-6 岡山県警察本部
 - イ 試験場所2
岡山市中区浜1丁目19番39号 岡山中央警察署
- (5) 納入する機器に係るソフトウェア及びハードウェアについて、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。以下同じ。）の有無を確認し、不正な変更が存在した場合は、当該不正な変更の修正を行った上で納入すること。
- (6) 当該製品の修繕に係る部品の消耗資材を確保し、安定した供給が行える体制を納品後3年以上確保しておくこと。
- (7) 上記に記載のない事項、あるいは疑義が生じた事項は、双方協議して解決すること。